

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	調布市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/0000000000000/1436403182383/index.html">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/0000000000000/1436403182383/index.html</a>

執行機関名 調布市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年調布市条例第29号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		調布市個人番号の利用に関する条例別表第一 第2の項 調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年調布市条例第29号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法[昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号]第一条	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年9月21日条例第29号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の精神的かつ経済的負担を軽減し、もってひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療証の交付を受けようとするひとり親等からの申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項第5・6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税に関する情報</u>	ひとり親等及び扶養義務者等の <u>道府県民税に関する情報</u>

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二省令 31 条 項 5 号	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療証の交付を受けたひとり親等の、その家庭に属する対象者の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二省令 31 条 項 5 号ニ	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税に関する情報</u>	ひとり親等及び扶養義務者等の <u>道府県民税に関する情報</u>

備考	
----	--